平成２１年（フ）第２７３９号
愛知県海部郡大治町大字北間島字藤田90番地の４
債務者　駒田いつ美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６６号
名古屋市南区芝町126番地の２レオパレス芝103号
債務者　中山　龍馬
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９９９号
名古屋市中村区日ノ宮町３丁目120番地の１白山荘３号
債務者　ペイントクラブフォーエーサービスこと　金澤　好美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８３号
愛知県豊明市前後町仙人塚1736番地26　シャトー仙人塚203号
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１４号
名古屋市南区要町５丁目46番地の１　ツルタビル101号
債務者　林　　徹志
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１５号
名古屋市南区要町５丁目46番地の１　ツルタビル101号
債務者　ドミンガ　オロズコ　ハヤシこと　HAYASHI　DOMINGA　OROZCO
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２７号
愛知県弥富市鯏浦町下六74番地　宇佐美荘
債務者　平川　信子（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１２号
京都府南丹市園部町横田７号71番地　シャルマンヌクイA102号
債務者　川勝　政利
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６１８９号
大阪市中央区日本橋２丁目２番３―507号
債務者　秦　　裕迎
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６３４号
大阪府大東市三箇５丁目７番３号
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８９号
大阪市東淀川区菅原７丁目６番17号　カーサスペリオーレⅡ　503号
債務者　浅尾　勇二
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６０９号
大阪府枚方市香里ケ丘７―10―29　大成康子方、住民票上の住所高知県幡多郡大月町大字弘見2064番地
債務者　中野美沙世
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６５７号
大阪市東淀川区瑞光３丁目４番７号　ワンダーハイツ202号
債務者　垣内　清隆
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９３号
大阪市此花区西島４丁目１番21―1011号
債務者　山本喜知藏
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７１６号
大阪市中央区谷町４丁目４番15―802号　浅沼谷町マンション
債務者　大澤　美佐（旧姓押元）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２２号
大阪府豊中市南桜塚１丁目２番１―606号
債務者　平川　智之
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５７号
大阪市阿倍野区北畠３丁目７番50号　シャトー北畠203号
債務者　高島　文治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部